

令和3年西東京市教育委員会第4回定例会会議録

- 1 日 時 令和3年4月26日（月）
開会 午後4時00分 閉会 午後5時33分
- 2 場 所 田無第二庁舎4階 会議室
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 教 育 長 木 村 俊 二
教 育 長 職 務 代 理 者 米 森 修 一
委 員 後 藤 彰
委 員 山 田 章 雄
委 員 服 部 雅 子
委 員 今 井 ゆ み
- 5 出席職員 教 育 部 長 飯 島 伸 一
教 育 部 特 命 担 当 部 長 清 水 達 美
教 育 企 画 課 長 掛 谷 崇
教 育 部 主 幹（教育企画課） 名古屋 勇
学 務 課 長 大 谷 健
教 育 指 導 課 長 山 縣 弘 典
統 括 指 導 主 事 荒 木 忍
教 育 支 援 課 長 宮 崎 洋 子
社 会 教 育 課 長 和 田 克 弘
公 民 館 長 高 田 敦 子
図 書 館 長 徳 山 好 永
- 6 事務局 教育企画課長補佐兼企画調整係長 工 藤 興 治
教育部副主幹 佐々木 通
- 7 傍聴人 1人

令和3年西東京市教育委員会第4回定例会議事日程

日 時 令和3年4月26日（月）午後4時から

場 所 田無第二庁舎4階 会議室

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 議案第19号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について
- 第 3 議案第20号 西東京市公立学校の教員の人事についての専決処分について
- 第 4 議案第21号 西東京市立学校の副校長人事の内申についての専決処分について
- 第 5 議案第22号 西東京市立学校給食運営審議会委員の解任及び任命について
- 第 6 議案第23号 西東京市公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について
- 第 7 議案第24号 西東京市図書館協議会委員の委嘱及び任命について
- 第 8 議案第25号 西東京市立中学校特別支援学級通学区域の変更について
- 第 9 議案第26号 令和3年度西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択方針について
- 第10 議案第27号 西東京市公立学校教職員に関する措置等について
- 第11 議案第28号 西東京市公立学校教職員に関する措置等について
- 第12 報 告 事 項
 - (1) 令和3年西東京市議会第1回定例会報告（教育関係）
 - (2) 教育財産の取得について（報告）
 - (3) 教育財産の用途変更及び所管換えについて（報告）
 - (4) 児童生徒数・学級数の状況について
 - (5) 学校医等の委嘱について
 - (6) 教育財産の引継ぎについて（報告）
 - (7) 下野谷遺跡の追加指定（告示）について
 - (8) 西東京市公民館事業計画（令和3年度～5年度）
 - (9) 令和3年度西東京市公民館事業計画（4月～6月）
- 第13 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

令和3年第4回定例会
(4月26日)

午後 4 時 02 分 開 会

議事の経過

○木村教育長 ただいまから令和3年西東京市教育委員会第4回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は米森委員にお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村教育長 それでは、本日は米森委員にお願いいたします。

○木村教育長 次に、秘密会にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

日程第4 議案第21号 西東京市立学校の副校長人事の内申についての専決処分について及び日程第10 議案第27号 西東京市公立学校教職員に関する措置等について、日程第11 議案第28号 西東京市公立学校教職員に関する措置等については、人事に関する案件であることから、西東京市教育委員会会議規則第13条第1項ただし書きの規定に基づきまして会議を秘密会とし、日程第13 その他の後に開催したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村教育長 御異議ないようですので、ただいまの案件については秘密会にて取り扱うことと決定いたしました。

○木村教育長 日程第2 議案第19号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○飯島教育部長 議案第19号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について、提案理由を説明申し上げます。

本議案につきましては、令和3年3月31日付及び令和3年4月1日付の人事異動に伴う教育委員会の職員の人事について、緊急を要し、教育委員会を招集する時間的余裕がないため、西東京市教育委員会事務委任規則第5条の規定により専決処分をしたため、同規則第6条の規定に基づき報告を行うものでございます。

恐れ入ります、2枚目の専決処分書を御覧いただきたいと思います。教育委員会事務局職員の異動、市長部局への出向に関するものでございます。

異動の内容につきましては、表の部分を御覧いただきたいと思います。

まず、令和3年3月31日付人事異動でございますが、中川恭一図書館長をはじめ7人が市長部局へ出向し、退職となっております。

次のページを御覧いただきたいと思います。4月1日付の人事異動でございます。

子育て支援部副参与兼) 子育て支援課長の清水達美が特命担当部長に配置となりました。また、公民館長の高田敦子が副参与兼) 公民館長に、図書館長補佐兼) 副館長の徳山好永が図書館長にそれぞれ昇任いたしました。また、係長等から課長補佐等への昇任、主任から主査への昇任、主任への昇任などあわせて7名が昇任いたしております。そのほかに、再任用を含め21人が教育委員会へ出向となり、それぞれの部署に配置をいたしたところでござい

す。

次のページをお開き願います。中段やや下、二重線の下からでございますが、特命担当部長でございました森谷修をはじめ、8人が市長部局へ出向となっております。

以上、職員の人事についての説明とさせていただきます。御承認賜りますようお願い申し上げます。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

人事に関する案件ですので、討論を省略いたします。

これより議案第19号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について、を採決いたします。原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり承認されました。

○木村教育長 日程第3 議案第20号 令和3年度西東京市公立学校の教員の人事についての専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○山縣教育指導課長 議案第20号 令和3年度西東京市公立学校の教員の人事についての専決処分につきまして、提案理由等を説明申し上げます。

本議案につきましては、令和3年4月1日付の西東京市公立学校の教員の人事について、緊急を要し、教育委員会を招集する時間的余裕がないため、教育委員会事務委任規則第5条の規定により、令和3年3月31日に専決処分をしたため、同規則第6条の規定により報告を行うものでございます。

2枚目の専決処分書を御覧ください。西東京市公立学校の教員の異動に関するものでございます。

まず、転出でございますが、表にありますとおり、94名の教員が西東京市から他地区へ、また、西東京市内での異動となりました。

続きまして、転入でございますが、新規採用を含め139名の教員が他地区から西東京市へ、また、西東京市内での異動となり、配置をいたしたところでございます。

以上でございます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

人事に関する案件ですので、討論を省略いたします。

これより議案第20号 令和3年度西東京市公立学校の教員の人事についての専決処分について、を採決いたします。原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり承認されました。

○木村教育長 日程第5 議案第22号 西東京市立学校給食運営審議会委員の解任及び任命について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○大谷学務課長 議案第22号 西東京市立学校給食運営審議会委員の解任及び任命について、説明申し上げます。

西東京市立学校給食運営審議会委員につきましては、現在、委員16名をもって構成しており、現委員の任期は、平成31年9月1日から令和3年8月31日までとなっております。このたび、委員でございます副校長代表の田無第一中学校副校長久山洋介委員及び給食主任代表の保谷中学校給食主任高橋誠子委員につきましては、人事異動等によりこれを解任し、5月1日付にて、副校長代表にはひばりが丘中学校副校長の辻康一委員を、給食主任代表には保谷中学校主任教諭の菊池美津子委員を任命するものでございます。

両委員の任期につきましては、いずれも前委員の残り期間となり、令和3年8月31日まででございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

人事に関する案件ですので、討論を省略いたします。

これより議案第22号 西東京市立学校給食運営審議会委員の解任及び任命について、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○木村教育長 日程第6 議案第23号 西東京市公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○高田公民館長 議案第23号 西東京市公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について、の提案理由を説明申し上げます。

現行の第10期公民館運営審議会委員は、令和3年4月30日をもって任期満了となることから、第11期の公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について、教育委員会事務委任規則第2条第8号の規定に基づき提案するものでございます。

任期は、令和3年5月1日から令和5年4月30日までの2年間でございます。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

人事に関する案件ですので、討論を省略いたします。

これより議案第23号 西東京市公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○木村教育長 日程第7 議案第24号 西東京市図書館協議会委員の委嘱及び任命について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○徳山図書館長 議案第24号 西東京市図書館協議会委員の委嘱及び任命について、提案理由を説明申し上げます。

現在の図書館協議会委員は、令和3年4月30日をもって任期満了となりますので、次期の委員の委嘱につきまして、教育委員会事務委任規則第2条第8号に基づき提案するものでござ

ございます。

なお、任期につきましては、令和3年5月1日から令和5年4月30日までの2年間でございます。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

人事に関する案件ですので、討論を省略いたします。

これより議案第24号 西東京市図書館協議会委員の委嘱及び任命について、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○木村教育長 日程第8 議案第25号 西東京市立中学校特別支援学級通学区域の変更について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○大谷学務課長 議案第25号 中学校特別支援学級通学区域の変更について、説明させていただきます。

本件は、令和4年4月からひばりが丘中学校に特別支援学級が新設され、中学校の特別支援学級設置校が3校から4校になることに伴い、通学区域の見直しを行うものでございます。令和2年度では、保護者及び学校長を含めた懇談会において検討を進めてきたところでございます。本年3月に懇談会から教育長に最終報告書が提出され、その報告書を踏まえ方針を取りまとめたところでございます。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただき、A3の資料を御覧ください。

左側中段の検討の視点でございます。懇談会においては、学級数の推計と学校施設の状況、通学距離・時間について、小学校から中学校への進学先、通学区域の分かりやすさ、在籍生徒への配慮についての五つの視点から検討を行ってまいりました。

右側上段の小さい図が現在の通学区域でございます。懇談会では、新たな通学区域について3パターンを作成の上、保護者アンケートや動画配信により丁寧な情報提供や意見聴取に努めてきたところでございます。右の大きな図でお示ししております通学区域の図が最終案として取りまとめを行ったところでございます。

左下の今後の対応でございます。在籍生徒への配慮といたしまして、在籍生徒で通学区域が変更になる場合には、進級の指定校が選択できるような配慮を行ってまいりたいと考えております。また、保護者アンケートや動画配信を行う中で、特別支援学級における学校選択制度の御意見をいただいたところでございまして、今後は通常学級も含めて学校選択制度の今後のあり方についての検討を進めてまいりたいと考えてございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第25号 西東京市立中学校特別支援学級通学区域の変更について、を採決い

たします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○木村教育長 日程第9 議案第26号 令和3年度西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択方針について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○荒木統括指導主事 議案第26号 令和3年度西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択方針について、提案理由を説明申し上げます。

これは、令和4年度の西東京市立小・中学校の特別支援学級教科用図書について、採択方針を決定する必要があることから提案するものでございます。

詳細について説明します。

教科用図書の採択につきましては、法令、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条第1項により原則4年ごとに行われ、採択された教科用図書は翌年度から4年間使用することとされております。特別支援学級の教科用図書は、学校教育法附則第9条により、検定外の教科書、図書を採択するため毎年度の採択が必要となります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第6号及び西東京市教育委員会事務委任規則（平成13年西東京市教育委員会規則第7号）第2条第10号の規定により、本年度に採択する教科用図書は特別支援学級の教科用図書でございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第26号 令和3年度西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択方針について、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○木村教育長 日程第12 報告事項に入ります。本日は件数が多いため、質疑は後ほど2回に分けて行いたいと存じます。

(1) 令和3年西東京市議会第1回定例会報告（教育関係）、の説明をお願いいたします。

○飯島教育部長 それでは、令和3年西東京市議会第1回定例会に関しまして報告をさせていただきます。

令和3年西東京市議会第1回定例会は、3月8日から3月30日まで開催されております。

初めに、条例等付議案件につきましては、西東京市立学校設置条例の一部を改正する条例、それから、西東京市立学校施設使用条例の一部を改正する条例の2件がいずれも可決されております。

次に、請願・陳情関係につきましては、仮設の図書館を設けてもらい継続してもらいたい陳情が趣旨採択されております。

代表質問、一般質問につきましては、3月9日から12日までの4日間行われました。教育

関係では、6会派18名の議員から御質問をいただいているところでございます。

主な質疑の内容でございますが、今回の定例会では、地域と学校との連携・協働について、未来を担う子ども達のための学校環境整備について、GIGAスクール構想について、公民館についてなどの御質問をいただいているところでございます。

詳細につきましては、後ほどお手元の資料を御参照いただきたいと思います。

以上、簡単でございますが、報告とさせていただきます。

○木村教育長 ありがとうございます。

次に、(2)教育財産の取得について(報告)、の説明をお願いいたします。

○名古屋教育部主幹 教育財産の取得について、報告いたします。

西東京市立中原小学校の付属棟が完成し、教育財産を取得したことについて報告いたします。

対象財産として、財産名称は中原小学校、用途は小学校、所管課は教育企画課でございます。

財産の種類については建物でございます。所在は西東京市ひばりが丘二丁目6番25号、建築面積は屋外用倉庫が49.95平方メートル、屋外用トイレが18平方メートル、飼育小屋が4.11平方メートルとなります。構造・規模につきましては、屋外用倉庫、屋外用トイレが鉄筋コンクリート造地上1階建てになります。飼育小屋が木造の地上1階建てでございます。

取得原因日は、令和3年3月18日でございます。屋外用倉庫、屋外用トイレ、飼育小屋が完成し、別紙のとおり市長部局に通知したことを報告いたします。

私からは以上となります。

○木村教育長 ありがとうございます。

次に、(3)教育財産の用途変更及び所管換えについて(報告)、の説明をお願いいたします。

○名古屋教育部主幹 教育財産の用途変更及び所管換えについて報告いたします。

西東京市立中原小学校の建替えに伴いまして、学校敷地の一部を道路用地へ用途変更し市長部局へ所管換えしたことについて報告いたします。

対象財産といたしまして、名称が「中原小学校」から「市道1102号線」へ、用途が「学校用地」から「道路」へ、所管課が「教育部教育企画課」から「都市基盤部道路管理課」へと変更になります。

種類の土地といたしまして、所在が西東京市ひばりが丘二丁目1618番66号、地積、土地の面積は24平方メートルになります。

所管換日は、令和3年3月18日でございます。

中原小学校建替工事に伴い、南側道路を広げる目的として、学校敷地南側の一部を道路形態に変更し、道路へ移管するものでございます。このことについて、別紙のとおり市長部局に通知したことを報告いたします。

私からは以上となります。

○木村教育長 ありがとうございます。

次に、(4)児童生徒数・学級数の状況について、説明をお願いいたします。

○大谷学務課長 私からは、令和3年4月7日現在の児童生徒数・学級数について報告させていただきます。

資料1 ページ目を御覧ください。

初めに、A（通常学級）の表を御覧ください。右下の合計欄の部分でございます。児童数の合計は9,749名、学級数は306学級でございます。一番右の縦長の増減の表を御覧ください。合計欄でございます。昨年4月と比べますと、全体では児童数は12名の増、学級数は2学級の減となっております。

次に、B（特別支援学級）の表を御覧ください。田無小学校、中原小学校、東小学校、柳沢小学校の知的障害学級及び自閉症・情緒障害学級についてでございます。表の中段右側の合計欄を御覧ください。知的障害学級の児童数は138名、学級数は20学級、情緒障害学級の児童数は45名、学級数は7学級でございます。一番右の縦長の増減表でございます。昨年4月に比べますと、全体では児童数は12名の増、学級数は2学級の増でございます。

裏面2 ページ目を御覧ください。小学校の特別支援教室の入室者数でございます。

特別支援教室につきましては、入級委員会の審議結果によって、L教室、S教室への入室が決定されるということになります。表の右下の合計欄でございます。令和3年度の現時点での入室者数は、L学級が全小学校で77名、S教室が223名で、S・L合わせて300名となっております。

次に、3 ページ目を御覧ください。中学校でございます。

Aの通常学級の表を御覧ください。右下の合計欄の部分でございます。生徒数の合計が4,053名、学級数は117学級でございます。一番右の縦長の増減表でございます。昨年4月と比べますと、生徒数は121名の増、学級数は5学級の増となっております。

次に、B（特別支援学級）の表を御覧ください。こちら、田無第一中学校、保谷中学校、青嵐中学校の知的障害学級及び自閉症・情緒障害学級についてでございます。中段右側の合計欄を御覧ください。知的障害学級の生徒数は93名、学級数は13学級でございます。情緒障害学級の生徒数については24名で、学級数は4学級でございます。次に、一番右の縦長の増減表でございますが、昨年4月と比べますと、全体で生徒数は1名減の学級数は同数となっております。

裏面、4 ページの表を御覧ください。こちら、中学校の特別支援教室の入室者数でございます。こちら、本市では令和3年度から本格実施となります。

表の右下の合計欄を御覧ください。令和3年度の現時点の入室者数は、L学級が45名、S教室が38名で、L・S合わせて83名でございます。

以上、報告でございます。よろしくお願いいたします。

○木村教育長 ありがとうございます。

次に、（5）学校医等の委嘱について、の説明をお願いいたします。

○大谷学務課長 学校医等の委嘱について、報告させていただきます。

お手元の資料を御覧ください。本件につきましては、学校保健安全法第23条に基づきまして、学校医を西東京市医師会等の推薦により委嘱するものでございます。

学校医の配置でございますが、学校医のうち内科、眼科、耳鼻科につきましては各校1名、

また、学校歯科医、学校薬剤師につきましても各校1名となっております。

恐れ入りますが、資料裏面を御覧ください。

中段以降の二つの表でございますが、学校医のうち整形外科及び精神科につきましては、小中学校全校で各1名となっております。

最後に、本学校医の任期でございますが、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2か年となっております。

報告は以上でございます。

- 木村教育長 報告事項(1)から(5)の説明が終わりました。質疑を受けます。
- 米森教育長職務代理者 児童生徒数・学級数のところで、トータルの増減のところなんですよ。中学校は去年より121人増えてクラスが5増える、非常に妥当かなと。20人ちょっとだから、適正で増えているなと思うんですが、特に小学校はいつもそうだと思うんですけども、見た感じ生徒が増えてクラスが減るとこういう状況が生じる、個別にいろいろ事情があると思うんですね、1人抜けてとかね。それから一番大きな要因というのは、やっぱり2年から3年が35人、40人のところなのかなという気がするんですよ。そこが要因だとすると、やっぱり3年のところを見ると81人で3クラスでいいところもあるし、40人のところで、そこを境ですごく移動するような気がするんですよ。

小学校はそこが一番気になっているところだとは思いますが、これからは少人数、段階的に入ります。それからコロナで増えるのはできるだけ避けたいなというのがあるんですよ。そういう意味では、そういう不均等な、全体としてちょっと不均等な感じになるというのはちょっと是正できないかなという思いはするんですけども。いろいろ聞きますと教員の方の定員の問題とか、予算とか、いろんな問題があるのもわかるのですが、できる手、できれば増やさないで、子どもたちも密にならないというか、そのままで行ってもらったほうがいいかなという気がしますし、最初に決まっちゃうとそれですと進んでしまうわけですよ。そこら辺はいかがでしょうか。

- 大谷学務課長 学級数につきましては、御指摘のとおり、人数は増えるけれども学級数は減るという状況になっております。御指摘のとおりであると考えてございます。小学校につきましては例年こういう動きが多いというふうに考えてございますが、今後は35人学級も進んでくるということになりますのでその状況を見極めて、施設の状況もございまして、その辺は環境整備も含めて進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

- 米森教育長職務代理者 35人学級の進め方というのは、段階的に国は予算をつけるというのはあれですよ。35人学級に移す、今は40人ですかね、それはどういったスケジュールになっていましたか。
- 大谷学務課長 国の取組の進め方と同様に、市のほうも来年度、小学3年生につきましては35人学級を進めていくことになろうかと考えてございまして、その後、4年、5年、6年というような進め方になります。

以上です。

- 米森教育長職務代理者 そうですか。是非早目にさせていただくとありがたいですね。わかり

ました。ありがとうございます。

○後藤委員 第1回市議会定例会報告の関係の2ページの2番に、地域と学校との連携・協働の関係で、コミュニティ・スクールの件が答弁の中であるんですけども、コミュニティ・スクールにつきましては教職員はもちろんのこと、保護者や地域の方々のそういった理解なりを含めて当然進めていかれるかと思うんですが、今後についての準備状況とかあるいは検討状況とかいうことで可能であれば、可能な範囲で教えていただければと思います。

○掛谷教育企画課長 コミュニティ・スクールにつきましては、昨年度から校長会等を通じまして、西東京市のほうで今後広げていきたいというようなお話をさせていただいてございます。また、学校運営連絡協議会という会議体が実は各小学校に既にごさいますして、そちらのほうにもこういった形でコミュニティ・スクールを進めていきたいということで、昨年度からお話もさせていただいているところでございます。

そういったところを踏まえまして、西東京市でこういった形でコミュニティ・スクールを今後取り入れていけるのかというところで、昨年度、社会教育委員の会議のほうからも御提言をいただいているところでございます。その御提言を踏まえまして、今後私どもといたしましては、モデル校という形で小・中学校1校ずつをまずは目指してございますが、導入していきたいというところで今準備を進めているところでございまして、どこにするかというところも含めまして校長会のほうで協議をさせていただいているところでございます。

今後、本予算の計上に当たりましてそういったところも検討させていただいた中で、実際の動きを進めていきたいという状況でございます。

以上でございます。

○服部委員 一つは、児童生徒数・学級数の状況の表なんですけど、特別支援の小学校の知的障害児童がプラス8名で、情緒障害児童がプラス4名というのが今年の数字になっていますが、この増加具合というのは、例年これまでの数字の動きの中でどういう、これまでよりも増加傾向にあるとか、そうではなくまだ少ないほうだとか、そういうのを教えてください。

それともう一つは、議会の答弁の中でG I G Aスクールについての御質問があった中で、G I G Aスクールの研究校指定とありまして、もしわかっていたら教えてください。

あと、2番目の「タブレット端末を外国語の授業で活用した場合」という御答弁がありまして、「ネイティブが読み上げる教科書の本文を、児童・生徒が自分の習熟に合わせて何度でも聞くことができる」というのは、ALTの先生が読まれたものを聞くことができるという意味なのか。教科書は今、QRコードがついていて、そういうもので聞けるのかなと私は思っていたものですから、その点をお尋ねいたします。

○大谷学務課長 まず、特別支援学級の児童数というところでございますけれども、こちらは東京都でも推計を行っておりまして、今後増加傾向になるというところが見込まれております。

そういったことから、先ほど説明したとおり、こちらは中学校ですけれども、例えば令和4年度からひばりが丘中学校に特別支援学級を増設するなど、児童・生徒数を考えながら取り組んでいくということになります。ただし、現在、小学校につきましては、施設の状況から児童数も適応できておりますので、今後そういった動きになってきたら施設面も検討す

るようになるものと考えてございます。

以上です。

○服部委員 ありがとうございます。

○荒木統括指導主事 G I G Aスクールの推進校は、小学校は中原小学校、中学校は田無第二中学校でございます。現在研究を進めているところでございます。

続いて、タブレット端末の外国語の教科書の本文についてでございますが、御指摘のとおり、QRコードを使って何度も聞いたりすることができるというものでございます。ALTの先生ですけれども、このたびのタブレット端末の導入に伴い、ALTの派遣会社のほうがALTの自己紹介であるとか、簡単な英会話を聞けるような配信をしているということを確認しましたので、そちらも西東京市の子どもたちは使用することができます。

以上でございます。

○今井委員 議会第1回定例会報告6ページのG I G Aスクールについてなんですが、「2月25日から調査をしている」というところで、オンラインの環境というところなんですけれども、「概ね整っている」というふうに書いてあるんですけれども、「概ね」というのは大体どのぐらいなのか、もしわかれば教えてください。

○山縣教育指導課長 全ての家庭にはメール配信をさせていただいて、メール上で回答していただきましたが、全ての家庭の回答にはなりません。御回答いただいた中で、オンラインがまだいわゆる環境が整っていないと答えられた家庭が、その御回答いただいたうちの1%に満たない状況でした。このことから、ほぼ環境は満たしていると捉えました。ただ、満たしていない家庭も現実少数であるかと想定されますので、これについては、今後また要保護、準要保護の御家庭の中で環境が整っていない御家庭に対しては一定の援助をしていかなければならないと考えております。

以上でございます。

○今井委員 ありがとうございます。

○後藤委員 もう一つだけお願いします。同じく議会の報告書の9ページの15番で、不登校の子どもの居場所についてということいろいろ御質問があったようなんですが、その質問とは直接関係ないんですが、例えばこの不登校の子どもたちが様々な相談室とかに来ていたかと思うんですが、コロナのこの状況の中で何か影響等は特になかったのかなということ。課題とか、もしありましたら教えていただきたいと思っております。

○宮崎教育支援課長 休む児童・生徒の中で、コロナのことが心配で、という場合もありますが、その場合は欠席とならないので不登校というところにはつながっておりません。ただ、休校期間があって、それが明けるときの分散登校では、不登校だったお子さんが学校に行きやすいというプラスの効果があった場合もございます。逆に、分散登校から通常に戻っていくところで、学習面の問題などで難しくなるということもございます。

また、コロナのことが直接的なものであるというよりは、それをきっかけで家庭の中の状況が変化するなど、そういうことが原因で困難さを引き起こすということもございます。コロナだけの理由で不登校になったというのは、今のところはないと思っております。

○山田委員 またG I G Aスクールにちょっと戻っちゃうんですけれども、いわゆるタブレッ

トを持ち帰るのでゲームやなんかをやらないようにということがあると思うんですけども、eスポーツというのが近頃ありますね。あれは僕から見れば完全なゲームだとしか見えないんですけども、あれをスポーツとして認定するとかというような動きがあるんですが、その扱いというのは学校としてはどういうふうに考えておられるのか教えていただけますでしょうか。

- 山縣教育指導課長 様々なことが想定されるかと思いますが、基本的には御家庭に持ち帰って、いわゆる学校から多くの課題を出して、それを家庭でタブレットを使って課題解決するような負担をかけることはございません。ただ、学習コンテンツがもう既にタブレットにはありますので、子どもたちがその課題の中で自分で学習していく取組は、一定御家庭でお願いしたいと考えております。

それ以外、調べ学習で、インターネットを使って調べ学習をするとかということも、御家庭ではこれまでも御家庭の端末等を使っていただいていたところがございますので、それはタブレットでやっていただくことを想定しています。ただ、それ以外のものにつきましては、基本御家庭でルールを決めつつも、大きなところは学校でも舵取りをしながら決めていく必要があると考えております。

今、委員御指摘のeスポーツとか、あと例えばそれに係るゲームの類いは想定してございません。

子どもたちと相談しながら、子どもたちが自ら進んでタブレットを活用しながら課題解決をしていくという姿勢を育てていきたいと考えております。それには家庭の協力はどうしても必要です。家庭でもこういうものを使っていいんじゃないかとか、こういうものは使わないほうがいいんじゃないかとか、いろんな議論になるかと思えます。このことも含めて学校と家庭とで連携を図りながら進めてまいります。GIGAスクールの推進を契機に家庭の中でそういう話題になったり問題になったりすることが逆にチャンスかと思っておりますので、そのあたりをうまく整えていければなというふうに考えているところでございます。

- 山田委員 この間、東京都の研修会でしたか、あれで福生市の例が紹介されていたんですけども、基本的にはあまり規制はしないと。YouTubeも見てもいいよというふうになっていたみたいですね。YouTube、子ども向けとかそういうふうにもいろいろ分けられているようなので、だから何でもかんでも禁止ではなくて、特に子どもたちが考えて、これは見てもいいんだとか、それが判断できるような材料提供が学校側からできていくのがいいんじゃないかなと思いましたので、よろしくをお願いします。

- 山縣教育指導課長 御意見ありがとうございます。今我々どもが懸念しているのは、御家庭でいつも子どもの活動を見るような時間がないといったところもありますので、まず子どもたちが自ら考えて自ら学ぶためには、やはり様々な大人の見守りや励ましがあって、そこでいろいろな基準が子どもたちには生まれてくるかと思えますので、このあたりは保護者にも啓発を図りながら丁寧に説明してまいりたいと考えております。

- 木村教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

では、次に、報告事項（6）教育財産の引継ぎについて、の説明をお願いいたします。

- 和田社会教育課長 それでは、教育財産の引継ぎについて、報告申し上げます。

資料の2、主な経緯を御覧ください。

本件土地につきましては、令和元年6月の教育委員会定例会において議案を可決いただいた後、令和2年3月10日に国史跡として追加指定を受けた箇所でございます。その後、令和2年4月1日に市長部局へ土地取得の申出を行い、このたび市長部局からその土地を取得し、教育財産としての引継ぎがございましたので、報告するものでございます。

下野谷遺跡につきましては、地権者の方から同意をいただいた候補地を国史跡として追加指定しまして、その後、地権者の方の御事情に沿った形で公有地として取得をさせていただいております。今後も引き続き、既存の用地とあわせまして下野谷遺跡の保存・活用に努めてまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

○木村教育長 ありがとうございます。

次に、(7) 下野谷遺跡の追加指定(告示)について、の説明をお願いいたします。

○和田社会教育課長 それでは、下野谷遺跡の追加指定(告示)につきまして、説明申し上げます。

経緯を御覧ください。本件につきましては、令和2年6月の教育委員会定例会において可決をいただき、その後、東京都教育委員会を經由して文化庁に意見具申書を提出した案件でございます。このたび、令和3年3月26日の官報告示において史跡として指定されましたので、報告申し上げます。

1枚おめくりください。2枚目からの資料は、本市に係る告示の抜粋を掲載しております。後ほど御覧いただければと存じます。

説明は以上でございます。

○木村教育長 ありがとうございます。

次に、(8) 西東京市公民館事業計画(令和3年度～5年度)、の説明をお願いいたします。

○高田公民館長 西東京市公民館事業計画(令和3年度～5年度)、について報告申し上げます。

本計画は、平成31年4月24日付の西東京市公民館運営審議会答申「西東京市公民館事業評価の位置付けと事業計画の関係について」において、教育計画の目標や内容を踏まえて中長期的視点で一貫性のある運営を目指すために、5年間の公民館事業計画とその評価の実施について提案されたことを受けて策定したものでございます。

作成に当たっては、公民館運営審議会委員と公民館職員合計7人から成る西東京市公民館事業計画検討懇談会を設置し、懇談会の内容を公民館運営審議会で報告し、そこで出された意見等をもとに次の懇談会でさらに検討を重ねるといった形で検討を重ねてまいりました。

なお、本事業計画の期間は、教育計画と期間を合わせて令和5年度までとしております。

それでは、表紙をおめくりください。

1ページ、目次を御覧ください。

本計画書の構成ですが、I、これからの西東京市の公民館がめざすこととし、基本理念、基本目標、基本方針を記載しており、こちらが今後3年間の事業計画に関する内容となって

おります。Ⅱ、Ⅲは、公民館のあゆみや西東京市の関連計画における公民館の役割などについて記載しております。本日は、Ⅰ、これからの西東京市の公民館がめざすことについて説明申し上げます。

それでは、3ページを御覧ください。

1、基本理念でございます。公民館はこれまでもこの三つの基本理念のもと事業を行ってまいりました。今後につきましてもこの基本理念を継承してまいります。2、基本目標でございます。「共生社会の実現に向けて、地域の中へ踏み出す公民館」、こちらが新たに設定された3年間の基本目標でございます。この基本目標を達成するための四つの基本方針を定めました。

恐れ入ります、4ページを御覧ください。

「開かれた公民館」と「問いかける公民館」は、公民館が持つ機能の二つを表し、「地域とともに」は公民館がこの二つの機能を果たすときに大切にしていきたい方針です。この機能と方法が目指すことは「地域の中につながりを」です。地域の中に生まれたつながりは「地域とともに」をさらに進めてまいります。今後3年間は特にこの四つの基本方針を意識し、関連付け、個人・団体・関係機関と連携しながら地域の中で実施する事業に取り組んでまいります。

なお、公民館事業評価につきましては、本事業計画に基づく新たな評価を行っていくこととなりますので、今年度中に評価方法の見直しを行ってまいります。

説明は以上でございます。

○木村教育長 ありがとうございます。

次に、(9)令和3年度西東京市公民館事業計画(4月～6月)、の説明をお願いいたします。

○高田公民館長 西東京市公民館設置及び管理等に関する条例施行規則第22条に基づき、毎年度実施すべき公民館の事業に関する計画を年度当初に報告するものでございますが、暫定予算となっておりますので、本日は4月から6月の実施事業のみの一覧として報告をさせていただきます。

また、緊急事態宣言の発出に伴い、公民館は4月25日から5月11日まで休館を予定しております。これに伴い、障がい者学級のくるみ学級とあめんぼ青年教室は、この間授業を中止いたします。なお、年間の授業計画は、本予算議決後に改めて報告させていただきます。

以上でございます。

○木村教育長 ありがとうございます。

報告事項(6)から(9)の説明が終わりました。質疑を受けます。

○服部委員 公民館の件で質問です。図書館なんかは、図書館を中心として1館に対して半径何キロというサービスエリアがあったと思うんですが、公民館に関してはそういう概念というかはあるんでしょうか。

○高田公民館長 エリアの概念は、公民館は特に設けてはおりませんが、事業を実施する上で特に子ども対象事業や、それから幼いお子さんを抱えた事業などは、やはり行動範囲というのがおのずと決まってまいりますので、強いて言うなら近隣中学校エリアとかそういったと

ころでチラシなどを配る場合は、事業にもよりますけれども、例えば近隣学校にお配りさせていただいております。

それ以外の事業につきましては、例えば駅前公民館などは働いている人などを中心とした事業をやるとか、中央館はやはり大きな中央館としての課題、問題のものをやるとかといったことで、エリアというよりは全体的に意識した事業を実施しております。

以上です。

○服部委員 西東京に住んで長いのですが、西武池袋線以北に公民館はなく、元気に動ける間は自転車、車、徒歩等で線路を越えて行きますし、保谷方面の人でしたらバスなどで保谷駅の保谷駅前公民館を利用することができます。ただ、高齢の方ですとかそういった方は、それが難しいということは公運審の方も含めて常に認識していただきたいと考えます。そうでなければ、ここに書かれている全ての人にとか、利用しにくい方へということの中に、どうしてもお祭りでもいろんな企画を見ているでも楽しそうにやっているなど思うんだけど、その近辺の方々ということが物理的に仕方がないことかなとは思いますが、そういうことを意識していただくことと、あと、そのためにコミュニティ・スクール等、歩いて行ける学校を学校区で住民のコミュニティを作っていくという発想があると思うんですけれども、そういったことに公民館としてできるだけ参画していただけたらうれしいなと思います。ありがとうございます。

○木村教育長 ただいま御意見ということで承っておきたいと思います。館長、何かありますか。

○高田公民館長 まず、公民館はこれから館の中だけではなく、いろいろな地域に出向いている事業をやってまいりたいと思います。

それから学校との連携もコミュニティ・スクールが始まりますので、公民館で活動する人、そちらが財産です。それから公民館をいろいろなコーディネートができる職員もいますので、公民館の持つノウハウというのをたくさん連携して、地域が結びつけられるような仕組みづくり、仕掛けづくりというものを考えてまいりたいと思っております。

○米森教育長職務代理者 公民館の役割の中で、防災、いわゆる災害関係という点では講座をされているということがありますよね。ほかに防災としての役割として、例えば避難所は無理かな、避難所とか、備蓄しているとか、そういうほかに役割を担うべき部分というのは何かありますか。

○高田公民館長 公民館は、公民館施設自体は一時滞在施設になっております。ですので、備蓄そのものがあるといったことではないんですね。先日、谷戸のほうで火事が起きたときも一時的に一晚を過ごしていただいております。ただし、やはり防災の拠点というか、防災学習というのは非常に公民館の中でも重視しておりますので、特に地域の防災力を高めるための事業は全館で取り組んでおりますので、公民館が地域と一緒に防災力を高めるような事業というのは実施しております。

以上でございます。

○米森教育長職務代理者 わかりました。

○今井委員 公民館のことで質問なんですけれども、初歩的なことでちょっと申し訳ないんで

すが、小学生とか中学生は利用が少なく、これから足を運んでもらったりとか、興味を持ってもらえるようになっていくといいなと思うんですけども、今の公民館で小学生とか中学生はどんな利用の仕方をしているんですか。

- 高田公民館長 まず、今はコロナ禍なので現在は例外的なんですけれども、一つは公民館の機能の特徴として、ロビーというのがございます。ロビーはどなたに対しても開かれているところがございます。机、椅子が今はないんですが、置いてあるときには勉強しているお子さんがいました。ただ、どちらかというやはり高校生以上がメインだったかなというふうに思います。

それから、谷戸公民館とか芝久保公民館とか地域に根差している公民館、近くに学校のあ
る公民館というのは、ランドセルを背負ってそのまま子どもたちが遊びに来て、なので事務
室でもちょっとUNOとかそういったゲームとかを貸出しをして、そこで規制のない、でも
事務室の目の前で楽しそうに時間を過ごしてもらったり、カードゲームをしていたりとか、
そういったようなことはございます。

それ以外に、やはり子ども対象事業というのを長期休業期間中に全館で、多いときには年
間で25事業ぐらいやっておりましたので、コロナの収束とかというのはあるんですけども、
また今年度もやり方は工夫してになると思いますが、できるだけ非接触で、でもいろんな方
と関わられるような子ども対象事業を実施してまいりたいと考えております。

- 今井委員 ありがとうございます。
- 木村教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。
報告事項につきましては以上で終わらせていただきます。

-
- 木村教育長 日程第13 その他を議題といたします。教育委員会全般についての質疑をお受
けいたします。

- 服部委員 私、今朝までそのことを知らなくてちょっとショックを受けたんですが、主に小
学生だったと思うんですが、生理用品難民という言葉があって、ある学校で誰でも使って
いい生理用品をお手洗いに設置してあるということを知り、そもそも恥ずかしくて保健室で貸
してとか言えないというのはわかるんですが、難民というからには買ってもらえないぐらい
貧しいという意味なのかなと思ったんですが、そういったことがあるのかないかわからな
いんですけども、何かそういう取組は西東京ではあるんでしょうか。

- 大谷学務課長 本市でもそういった動きを受けまして、防災備蓄品を学校に配布して対応し
ております。ただ、運用については各学校で検討していただいて、どこに置くか、どう取り
に来ていただくのかなど、学校に考えていただきながら取組を進めております。

以上です。

- 荒木統括指導主事 今、学務課長が説明したとおりなんですけれども、御指摘のとおり保健
室に取りに来づらいうお子さんもいらっしゃいますし、保健室に男子がいたらちょっと言い出
しにくいということもありますので、全校共通しているのは、保健室でお渡しするものと別
に校内のどこかのトイレに誰でも持っていけるように設置していただいています。それが発
達の段階で、小学校は高学年のトイレだけとか、保健室に一番近いトイレだけとか、生活指

導上の問題もありますし、誰が補充していくのかという管理上の問題もありますので、そこは学校に任せておりますが、いずれかのトイレには誰でも、急な体調の変化であったりとか、貧困で困っていたりとか、そういったお子さんが自由に取っていけるように設置しているところがございます。

以上でございます。

○服部委員 ありがとうございます。

○木村教育長 ほかにございますか。

○掛谷教育企画課長 私のほうから報告を2件ほどさせていただきたいと思います。

まず1点目が、前回、令和3年第3回定例会で質問いただきました社会福祉法人に対する指導監査についてでございます。こちらにつきましては、社会福祉法の一部が平成25年4月から、主たる事務所が西東京市内の区域内にある事業所であって、その行う事業が西東京市の区域を越えない社会福祉法人の所轄庁が、東京都知事から西東京市長に変更となっております。

現在、西東京市長が所轄庁となっている社会福祉法人は12法人でございまして、運営状況及び会計状況に関する定期的な指導監査を行っているというところがございます。これまでの指導監査におきまして、不正等の重大な事案は発生していないものと伺ってございます。

次に、2点目でございます。緊急事態宣言下の教育委員会の対応につきまして、概要を報告させていただきます。

4月25日から5月11日までの間、緊急事態宣言が発出されたことに伴いまして、教育委員会としての対応についてでございますが、まず市の対策本部におきまして全体的な対応を検討したところがございます。そちらに基づきまして教育委員会の対応を図っているというところがございます。全体といたしましては、国や都の方向性を受けまして人の流れを可能な限り抑制すべく、施設休館、行事の延期などの対応を行っているところがございます。

教育委員会における施設の関係といたしましては、図書館、公民館、郷土資料室につきましては休館の措置をとってございます。また、学校施設使用、放課後子供教室につきましては、期間中は中止するというところがございます。ただし、図書館につきましては、各図書館で予約資料の受渡しは実施させていただいてございます。

教育活動につきましては、一部諸行事、活動の延期や中止、また公式大会を除く部活動の中止などの対応を行いつつ、感染拡大防止対策を徹底しながら学校運営を継続することといたしてございます。

私からの報告は以上でございます。

○木村教育長 ほかにございませんか。

○山田委員 今の部活動の中止で、ただし大会参加は認めるというその部分なんですけど、私はどちらかというと大会のほうがリスクは高いんじゃないかと思うんですけど、その辺の根拠というか、大会が開催されれば出てもいいよということなのか。要するにいろんな学校の生徒が集まるわけですね。部活動は知っていてふだんから授業なんかで一緒の子たちがやるので、どちらかといえば、リスクの高さという点では大会のほうが高くて部活のほうが低いんじゃないかと、矛盾しているような気がするんですけど。

○山縣教育指導課長 東京都の今般の教育委員会からの都立学校向けの通知では、公式戦の参加については大会実施の2週間前から練習し、参加することができるというようなニュアンスの通知です。

ただ、今、委員がおっしゃるように、感染の様々なリスクといたしますか、それはどこでもあるわけで、その対策はしっかり講じた上でということなんですけれども、公式戦、いわゆる都大会につながるような大会というのは中体連がいろいろ主催しているところで、当然中体連のところで大会をしないということであればそれはもうないわけで、ほかの私的な大会などは参加いたしません。練習試合もしません。ただし、いわゆる中体連が行っていく大会については、三密対策をしっかりした上で参加してもよいというふうにしています。なので、こちらとしては積極的に参加しなさいということではなく、そういった様々子どもたちがつながっていく大会が現実ございますので、そのあたりは今後、東京都や関係の機関とも情報連携しながら、可能な限りそこら辺のところには、やらないに越したことはないんですけれども、なかなかそこら辺の温度差があるものですから、そういったところでの調整は引き続きしていこうかなというふうには考えているところです。

○山田委員 対策ができていけるならやってもいいんですけれども、だとすれば部活も同じだろうという論理なんです、私は。だから、部活をやめさせておいて大会だけ、だから、オリンピックはやってもいいけれどもほかの大会はやるなというような発想のような気がして、ちょっと一言言いたくなってしまうんですが。

○山縣教育指導課長 心して受けとめさせていただきます。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

以上でその他を終わります。

○木村教育長 日程第4 議案第21号 西東京市立学校の副校長人事の内申についての専決処分について、日程第10 議案第27号 西東京市公立学校教職員に関する措置等について及び議案第28号 西東京市公立学校教職員に関する措置等については、人事に関する案件であることから、先ほど決定しましたとおり、会議を秘密会とさせていただきます。

恐れ入りますが、関係者以外の方は退席をお願いいたします。

それでは、暫時休憩といたします。

午後 5 時 13 分 休憩

午後 5 時 32 分 再開

○木村教育長 休憩を閉じまして会議を再開いたします。

以上をもちまして令和3年西東京市教育委員会第4回定例会を閉会します。ありがとうございました。

午後 5 時 33 分 閉会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会教育長

署 名 委 員